# 埼玉西部消防組合
# 令和９年度パートタイム会計年度任用職員　募集案内

**１　募集人数**

２名

**２　応募資格**

応募に当たり特別な資格は必要としませんが、地方公務員法第１６条の規定に基づき、次のいずれかに該当する方は応募できません。（年齢不問です。）

・拘禁刑以上に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
・埼玉西部消防組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない方
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**３　応募期間**

令和８年１１月１６日（月）から令和８年１２月９日（水）まで

**４　応募方法**

上記応募期間内に、別紙「会計年度任用職員登録票」を次のいずれかの方法により、提出してください。

⑴　直接提出する場合

埼玉西部消防局企画総務部総務課（所沢市けやき台１－１３－１１）に直接提出してください。受付時間は、平日８時３０分から１７時００分までです。

※　時間外の取扱はできませんので、御了承ください。

⑵　郵送で提出する場合

上記応募期間内に必着とし、簡易書留により次の宛先に郵送してください。

【宛先】〒359-1118 所沢市けやき台１－１３－１１
埼玉西部消防局企画総務部総務課　人事研修グループ　宛

**５　選考方法**

⑴　１次選考

会計年度任用職員登録票による書類選考（ＰＣスキル等の一般事務能力等）

⑵　２次選考

口述考査（面接）

**６　任用期間**

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※令和９年４月末日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。

**７　再度の任用（任期の更新）**

任用期間は上記のとおりですが、任期満了時に従事している業務の進捗状況等に応じて、選考等の能力実証を行った上で、翌年度以降も再度任用する場合があります。

**８　就業場所**

埼玉西部消防局（所沢市けやき台１－１３－１１）

## ９　応募から採用まで

提出された「会計年度任用職員登録票」の情報を基に、会計年度任用職員任用候補者名簿（以下「任用候補者名簿」という。）に登録し、選考（１次選考、２次選考）を経て任用が決定（採用）されます。１次選考（書類審査）の結果については、１２月下旬を目途にお知らせする予定です。

## 10　業務内容

一般事務、会計事務、電話対応、来客対応、書類作成補助、パソコン入力事務等

## 11　始業・終業の時刻、時間外勤務、休憩時間、休日勤務の内容

| | |
|---|---|
| 始業・終業の時刻 | ＜始業＞９時００分　＜終業＞１７時００分 |
| 時間外勤務 | 原則として時間外に勤務を命ずることはありません。 |
| 休 憩 時 間 | １２時００分～１３時００分（１時間） |
| 休 日 勤 務 | 無 |

## 12　勤務しない日

週休日（毎週土日）、国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始の休日（１２月２９日から翌年１月３日まで）

## 13　休暇

⑴　年次有給休暇

付与日数　９日（時間単位取得可）

※年次有給休暇は、条件付採用期間（任用された日から１か月）が経過した日から付与されます。また、再度の任用を行う場合の付与日数は、「埼玉西部消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」に基づき、経験任用年数を踏まえて加算されます。

⑵　その他の休暇

結婚休暇、忌引、夏季休暇、私傷病等

## 14　報酬

| | |
|---|---|
| 報酬月額（月） | １９４，４００円以上 |
| 賞　与 | 支給有（６月、１２月）※ 一定の要件を満たす場合に限る。 |
| 通勤費 | 支給有（埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例第１３条の規定を適用） |
| 時間外勤務 | 支給有<br>【割増率】１日当たり７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する割増率は０％、７時間４５分を超える時間については２５％～３５％の割増 |
| 支払日 | 毎月２１日（当月分）<br>６月３０日、１２月１０日（賞与） |
| 支払方法 | 指定口座への振込 |
| 昇　給 | 無<br>※　再度の任用の際は、経験年数による号給の加算調整を行う場合があります。 |

※年度途中で正規職員の勤務条件等に変更があった場合は、それに準じた変動があります。

## 15　社会保険、災害補償、雇用保険、その他安全衛生の内容

| | |
|---|---|
| 社会保険 | 健康保険：埼玉県市町村職員共済組合、年金：厚生年金 |
| 災害補償 | 補償有<br>（埼玉西部消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を適用） |
| 雇用保険 | 有 |
| その他安全衛生 | 健康診断及びストレスチェックの受診有 |

## 16　服務

任期中は下表の義務を負います。

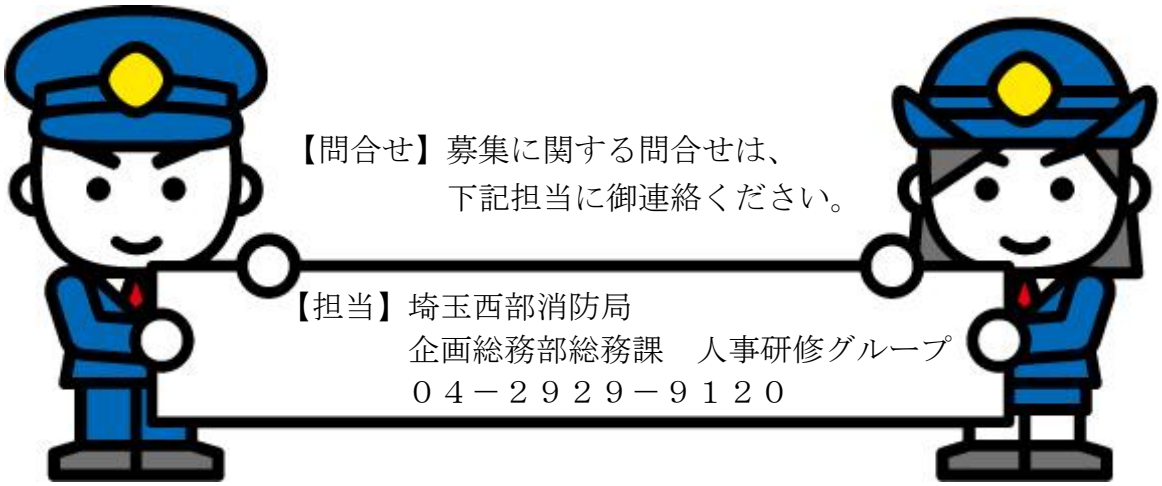
| |
|---|
| 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第３２条） |
| 信用失墜行為の禁止（同法第３３条） |
| 秘密を守る義務（同法第３４条） |
| 職務に専念する義務（同法第３５条） |
| 政治的行為の制限（同法第３６条） |
| 争議行為等の禁止（同法第３７条） |
| 営利企業への従事等の制限（同法第３８条）<br>※　兼業は可能ですが、兼業を開始した場合又は既に兼業をしている場合には、届出を行う必要があります。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象になる場合があります。 |

## 17　その他

⑴　任用時は、履歴書、勤務条件承諾書、申立書、誓約書等の書類を提出いただきます。
　また、おおむね４月中に雇入時健康診断を受診していただきます。詳細については、任用決定時に御連絡いたします。

⑵　任用候補者名簿の有効期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとなります。任用候補者名簿の有効期間内に限り、欠員が生じた場合に御連絡させていただく場合があります。

※　就職活動を制限するものではありません。



【問合せ】募集に関する問合せは、
下記担当に御連絡ください。

【担当】埼玉西部消防局
企画総務部総務課　人事研修グループ
０４－２９２９－９１２０